

松戸市教育委員会会議録

平成29年3月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成 29 年 3 月定例

開 会	平成29年3月9日(木) 14時00分	閉 会	平成29年3月9日(木) 16時25分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	山田 達郎	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 29 年 3 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	鈴木 三津代	21	指導課 課長	波田 寿一
2	学校教育部 部長	鈴木 孝則	22	〃 課長補佐	後藤 忠幸
3	学校教育部 審議監	池上 誠一	23		
4	学校教育部 参事監	胡内 敦司	24		
5	教育企画課 課長	宮間 秀二	25		
6	〃 専門監	加藤 将秀	26		
7	〃 課長補佐	松丸 裕幸	27		
8	〃 課長補佐	大西 真	28		
9	〃 主査	藤中 孝一	29		
10	〃 主査	橋本 欣之	30		
11	〃 主査	武田 茂	31		
12	〃 主任主事	飯田 陽子	32		
13	〃 主事	伊藤 翔	33		
14	スポーツ課 課長	田岡 等	34		
15	〃 課長補佐	小幡 健二	35		
16	〃 主事	飯島 匠	36		
17	戸定歴史館 館長	齊藤 洋一	37		
18	〃 館長補佐	町山 信吾	38		
19	学務課 課長	織原 一浩	39		
20	〃 課長補佐	西川 康弘	40		

平成29年3月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成29年3月9日（木） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報告等

4 その他

平成29年3月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

- ① 議案第38号
松戸市スポーツ推進委員の委嘱について (スポーツ課)
- ② 議案第39号
松戸市教育功労者表彰について (学務課)
- ③ 議案第40号
松戸市いじめ防止対策委員会
委員の委嘱について (指導課)
- ④ 議案第41号
松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する
規則の一部を改正する規則の制定について (教育企画課)
- ⑤ 議案第42号
松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を
改正する訓令の制定について (教育企画課)
- ⑥ 議案第43号
松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業
規則の一部を改正する規則の制定について (教育企画課)

(2) 報告等

- ① PROJECT1867
1867年パリ万博150周年記念展 (戸定歴史館)

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、2名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますのでご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから平成29年3月定例教育委員会会議を開催いたします。

教育委員の皆様には、本日も市立松戸高校の卒業式ありがとうございました。お疲れさまのところ、よろしくお願ひします。

まず、私のほうから報告なんですけれども、1月に市内の女子中学生が命を失うという案件についての経過ですけれども、先日答申をいただきまして、一つの結論といいますか、を出させていただいたところであります。新聞報道等もありましたので、皆様にはご了解のこととは存じますけれども、改めてここで担当課長より説明をさせていただきたいと思ひます。

指導課長 それでは、松戸市いじめ防止対策委員会につきまして、諮問及び答申を中心に多少お時間をいただきながらご説明をいたします。

今回、市内中学生が生命を失った件につきまして、教育委員会といたしましても、学校とともに大変重く受けとめ、これまで誠実に対応してまいりました。今回の諮問に至る経緯につきましては2月の定例会でご説明をいたしました。まず簡単に概要をお話いたします。

去る1月10日の事案発生後、当該校では一旦落ちついた学校生活を取り戻しましたが、1月23日に松戸記者クラブへの投書を契機に、当日及び翌24日にマスコミ各社よりいじめを疑う報道がなされました。学校及び市教委といたしましては、事案発生後、最悪の事態も想定しながら、初期段階での基本的な背景調査を適切に実施した旨も含め、マスコミ各社に説明をさせていただきましたが、残念ながら理解が得られず、再度、本事案の検証を行い、27日に改めてマスコミ各社に説明をいたしました。

本事案の検証結果につきましては、初期段階の調査検証結果と同様でありましたが、マスコミ各社からいじめを疑われた事案であったため、松戸市いじめ防止対策委員会条例にのっと

り、理由を添えて1月31日付で教育長より諮問をいたしました。本日お手元に資料といたしまして、諮問書及び答申書をご用意いたしましたので、これに沿って説明いたします。

まず、お手元の諮問書をご覧ください。

松戸市いじめ防止対策委員会条例第2条第3号により、松戸市いじめ防止対策委員会委員長に対し、本市中学生が生命を失った件の検証と再発防止についてを理由を添えて諮問をいたしました。ただいま申し上げました概要から、今回は2点の内容でご審議いただくよう諮問をいたしました。1点目、学校と教育委員会の調査方法及び判断が適切であったか、2点目、学校と教育委員会による再発防止に向けた取り組みでございます。

諮問に対し、松戸市いじめ防止対策委員会は臨時会を3回実施いたしました。審議内容は非公開ではございますが、委員より事務局に対し、事案発生からの調査内容の詳細について資料の提示を含め、厳しく質問が寄せられました。事務局といたしましては誠意を持って説明し、一定の評価をいただいたところでございます。これらの審議を経て、2月20日に嶋崎委員長より答申をいただきました。

次に、お手元の資料、答申書をご覧ください。

概要を説明いたします。

まず、本審議は冒頭でございますように、いじめ防止対策委員会として、中立・公正・厳正を基本方針とし、慎重に審議をするというお立場をお示しいただき、2点の諮問に対し答申がなされました。

答申1の理由(1)にもございますが、審議の前提として、命を失った当該生徒の尊厳を守ること、当該生徒の保護者の意思を尊重することをもってご審議いただきました。

諮問1に対しましては、調査が迅速・適正に行われたことから、いじめを原因と判断することは難しい、第三者による検証を行うとの判断は適切であったと思慮されると答申されました。この理由は(1)から(5)に示されておりますが、当該生徒やご遺族である保護者に寄り添い、調査・判断を慎重かつ素早く行ったこと、危機管理の鉄則である最悪事態を想定した対応に徹したこと、具体的な初期対応を学校と市教委が連携して迅速かつ慎重に行ったと認められること、事案発生後の聞き取り調査、当該生徒の保護者への面談、当該校の生徒や教職員への心のケアが速やかに行われたこと、アンケートの分析や関係性の深かった生徒との教育相談、小学校1年生のときの実態把握と、調査が総括的に実施されたことが挙げられ、調査・検証で得られた判断に現時点では不合理性を指摘することはできないと結論づけていただきました。

ただし、この結論には付帯決議として、次のページに記載されておりますが、5点ございます。この付帯決議には、いじめ防止対策委員会の姿勢として、この答申をもって責任を終えるのではなく、今後も定例会をもって引き続き検証を深めることの決意のあらわれであると委員長は述べておられました。よって、学校や市教委はこのことを真摯に受けとめ、答申2の再発防止に向けた留意点とともに対応をしていかなければならないと考えております。付帯決議は、尊い命が失われた本事案を重く受けとめ、今後も慎重に見守り続け、ご遺族や生徒への心のケアを第一に考えた取り組みを行うこと、また、新たな事実が判明した場合は改めて協議・検証に努めること、Q-U調査、いじめに関するアンケートの結果の有効活用を図り、児童・生徒理解にかかわる教職員の力量向上に努めること、スクールカウンセラーやその他関係機関職員も含め、校内の情報共有体制を構築すること、学校はもとより、家庭、地域社会、関係機関等の全ての大人が協同して子供の成長を見守り、支援する社会の創造を目指すこと、本事案に対し、当該校のみならず、何らかの不安を感じている児童・生徒に細やかな配慮を行うことの5点でございます。

次に、諮問2に対する答申といたしまして、市教委に対し、いじめ防止対策推進法を初めとした千葉県等のいじめ防止にかかわる施策を積極的に推進する必要性をご指摘いただきました。また、市内小中学校においては、学校いじめ防止基本方針の周知徹底といじめ防止に向けた意図的・計画的な取り組みを推進するよう申し受けました。このことを具体化するために、6点の留意点をお示しいただいております。

まず、本事案から得られたことを教訓とし、市教委と学校がその教訓を共有できるように努めること、市教委は松戸市いじめ防止対策委員会を初め、各種健全育成団体との連携を深め、着実な施策の実行を行うこと、市内教職員のいじめ防止にかかわる指導力向上に向けて研修会を充実させ、さらに校内研修の活性化のため、必要な取り組みを進めること、松戸市豊かな人間関係づくりプログラム等の整備とその活用の充実を図ること、各学校はいじめ防止基本方針に基づく教育活動の充実を図り、思いやりの心、規範意識、道徳心の向上、コミュニケーション能力や援助要請力の強化を目指した取り組みを工夫すること、アンケートや各種調査の結果を適切に分析・活用し、スクールカウンセラー等の外部人材を含めた情報共有の仕組みを整えることを明確にお示しいただきました。

以上が諮問及び答申の内容でございます。

これを受けまして教育委員会といたしましては、各学校とともに具体的な取り組みを進めてまいります。この答申を市内各学校で共有し、実効性のあるいじめ防止対策に取り組んで

いくため、2月27日付文書で各学校に通知するとともに、同日、臨時校長会議を開催し、周知徹底を図りました。

今回の付帯決議及び再発防止対策を具体化していくために、2点、1点目は、児童・生徒理解の重要性、2点目は、教職員の指導力及び学級経営力に目を向けた学校経営と、この2点を捉えまして、臨時校長会議にて各校長に指導をいたしたところでございます。各学校では、アンケートやQ-U調査、日常の授業や学校生活からしっかりと子供たちを見守ること、校長がリーダーシップを発揮し、学級担任だけに任せるのではなく、学校組織としていじめ防止に対応し、関係機関や地域とともに子供たちをしっかりと守っていくという強い意志を示すことなど、先ほど申し上げました2つの視点を具体化しながら、全ての教職員に対し、校長より答申内容を伝え、学校いじめ防止基本方針のもと、具体的な対応の見直しを図りながら、実効性のあるいじめ防止対策に取り組むよう意識を共有したところでございます。

教育委員会といたしましては、各学校の取り組みが今後適切に実行できますように、いじめ防止対策基本方針の理念のもと、これまでの取り組みの見直しを図りつつ、学校に対する指導・助言を行ってまいります。

以上が今回の松戸市いじめ防止対策委員会につきましての報告といたします。

教育長 今、課長から報告がありました。約1カ月半、2カ月までには及びませんが、何度かいろんな会を開いての対応だったわけです。私としましては、これまでの学校教育あるいは教育行政が、いろんな不祥事の対応ですとか、どうしても不信感を一般の市民の皆さんには、あるいはメディアにも与えている、そういうマイナスの積み重ねが今回も大分深くあって、そのことをできれば拭きたいという気持ちもあって真摯に対応を重ねていました。それでもなかなかという、ある程度やむを得ないことなので、その辺はこれまでのことを踏まえて、これからもこういうことの対応については一個一個きちんと、もう最悪の状況をいつも想定してやるしかないなというふうに思ったことが一つあります。

それと、2点目ですけれども、今回、私も記者会見等と言いましたけれども、私たちといえますか、行政の限界のようなものを初めて記者の皆さんには申し上げました。やっぱり教育行政についても学校教育についても、言い方を変えると、警察ではないのでやれることとやれないことがあります。その中で対応しなければいけないという、そういうような状況を少しは理解してもらえたかなと思うと同時に、3点目ですけれども、となると、そういう幅の広い対応を行政も考える必要が出てくるかなと思います。予防のためにも、全市的にそういう改めでのシステムを構築して、こういう問題に対応していく必要があるかなというこ

とで、動きを始めたいなという気持ちがあります。

このことは市長とも共有しておりますので、例えば、いろんな課題を抱える家庭の状況の把握ですとか、あるいは地域の教育状況の把握ですとか、やっぱり私たちだけではなくて、福祉関係ですとか、子ども部関係ですとか、いろんなところと連携をさらにつくって、そういう子供たちを一人でも二人でも苦しい状態から救えるようなシステムを考えていかなければいけないのかなというように思うところがあります。

今日、異例ですけれども、こうやって冒頭から報告を申し上げましたのは、総合教育会議が、5月に予定されています。今のところその予定している総合教育会議は、いじめの対応が案件になるかなというように感じております。それもありまして、この一読でははかれないところもありますので、今日途中ですけれども、こうやって皆さんに資料をご提示して、次の参考にしていただければなというところがありましたので、よろしく申し上げます。

それでは、改めて始めたいと思います。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を山田教育長職務代理者をお願いいたします。よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従って議事を進めます。

本日の議題は、議案6件、報告等1件となっております。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いします。

◎議案第38号

教育長職務代理者 それでは、よろしく申し上げます。

午前中の市立松戸高等学校の卒業式、大変すばらしいもので、生徒の感動というか、心の動きが伝わってくるような卒業式でございましたし、学校長の言葉、教育長の言葉、それぞれ非常に教育者としてすばらしい言葉を贈られたことを本当にうれしく思います。評価する

立場ではもちろんございませんが、本当に素晴らしいものだったなと感想をまず冒頭、一言申し上げ、それでは、日程に従いまして議事を進めさせていただきます。

まず、議案第38号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

では、ご説明ください。

スポーツ課長、お願いいたします。

スポーツ課長 議案第38号「松戸市スポーツ推進委員の委嘱について」ご説明を申し上げます。

1ページをお開きください。

提案理由でございますが、松戸市町会・自治会連合会地区長からご推薦がございましたので、スポーツ基本法第32条第1項の規定により、新たにスポーツ推進委員を委嘱するためにご提案をさせていただくものでございます。

委嘱させていただく委員は記載のとおり2名でございます。お一人は小金地区長からのご推薦をいただきました畝本政昭さんでございますが、男性62歳です。指導できるスポーツはソフトテニス、ソフトボール、ドッジボールということでございます。もう一人は小金原地区長からご推薦をいただきました大関悦子さんでございます。女性で50歳でございます。指導できるスポーツはバレーボール、バドミントンということでございます。なお、任期につきましては、平成29年4月1日から平成30年3月31日とさせていただきたいとするものでございます。

次の2ページのほうをお開きいただきたいと思います。松戸市スポーツ推進委員の地区別の集計表をご用意させていただいていますが、本日ご提案の2名を加えた集計表でございます。松戸市全体で108名のスポーツ推進委員となります。

以上でございます。よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

教育長職務代理者 議案第38号については、ただいまのご説明のとおりです。

これより質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

伊藤委員、お願いいたします。

伊藤委員 特段問題があるわけでも何でもありませんけれども、ちょっと疑問に思ったのは、地区でそれぞれ推薦依頼人の数を割り振っておられて、この割り振りというのはやはりその地区の人口比か何かで割り出された数字なのかと思うんですが、その中でちょっと気になったのは、矢切地区が5人の割り振りに対して9名の方が推進委員になっておられるんですけれども、ほかの地区が割り当てを、推薦依頼人の数を満たされない地区がほとんどなのに対

して、矢切だけどうしてこういう状況になっているのか、何か事情があるんでしょうか。お願いいたします。

スポーツ課長 まずスポーツ推進委員の数でございますけれども、一般的に、きっちりした規定はございませんけれども、おおむね人口4,000人に対して1人ということで、松戸市の場合ですと、それで計算しますと123名が妥当ということで考えております。後はその地区ごとの人口で割って、大まかな推薦依頼人数を出して、町会・自治会連合会長さんのほうにお願いしているわけでございますけれども、こちらの表のとおり、推薦依頼人数に対して満たないのが多くでございますけれども、矢切地区につきましては、その地区で矢切スポーツクラブという総合型地域スポーツクラブが立ち上がってしまして、かなり地域でスポーツ活動が盛んでございまして、そういった関係からスポーツ推進委員として適任者が数多くいらっしゃるということでご推薦をいただいております。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか。

武田委員、お願いします。

武田委員 先ほどお二人のご紹介いただいたんですけれども、それぞれに得意分野もおっしゃっていただいたんですが、それをさせていただく何かご予定があつての認可というか、審議委員のご依頼ということなんですかね。例えば、小金地区でソフトテニスの何かをする予定があつて、こちらの方に審議をお願いしたとか、何かそういった新しい活動に際してということで選ばれたのかどうかということをお教えください。

スポーツ課長 特に先ほどの、指導できるスポーツということで推薦書のほうに上がっていたものを読み上げさせていただいたわけですが、それをやるためにこの方を推薦されたということじゃなくて、得意のスポーツとしてそれが指導できますよという、ただ、それだけでございますけれども。

武田委員 特におやりになるというわけでは。

スポーツ課長 自分の特技を指導を特にするということでもなくてですね、その地区地区でスポーツ教室、それから、地域の町会等の行事とかにも参加して指導をしていただいているということでございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

いかがでしょうか。いいですか。

補充ということでございますので、またご苦勞をおかけする方が、また担っていただく方が増えるということで、喜ばしいことかと思ひます。補充につきましては、今後また進めていくということかと思ひます。

それでは、ほかにならぬようございませぬので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより、議案第38号を採決いたします。

議案第38号については、原案どおり決定することにご異議ございませぬでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第38号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第39号

教育長職務代理者 続きまして、議案第39号「松戸市教育功勞者の表彰について」を議題いたします。

それでは、学務課長、お願いいたします。

学務課長 議案第39号「松戸市教育功勞者の表彰について」ご説明させていただきます。

松戸市教育委員会表彰規則第2条の規定に基づき、多年にわたり校長あるいは教頭として松戸市の教育の振興・発展に努め、その功績が顕著であった者に表彰状を贈呈するものでございます。

表彰該当の校長先生、教頭先生は4ページをごらんください。

中部小学校校長、大井徹先生初め、校長13名、教頭、矢切小学校教頭、水口和彦教頭先生を初め、3名の管理職の先生方に表彰状を贈呈するものでございます。

5ページから20ページに各表彰される校長先生、教頭先生の推薦調書を載せてあります。人数が多いですので、個々の先生方の説明は省略させていただきますが、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

教育長職務代理者 議案第39号については、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

さて、いかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 恐らく単純な間違いだと思ひますけれども、例えば大井徹先生が、表のほうでは自

宅住所が柏市になっているんですけれども、表外の右の欄が自宅住所、市内に丸がついて
います。これはただ単純な間違いでいいですよ、恐らくね。

学務課長 失礼いたしました。そうです。間違いです。申しわけありませんでした。

市場委員 いっぱいあるんで気をつけてください。

あと、資料を見させていただくと、例えば宇佐見郁夫先生は小学校の校長先生と中学校の
先生をやっている、校長先生をやっている方とかが数名いらっしゃいますけれども、こうい
う先生は小学校の教員免許と中学校の教員免許を両方持っていらっしゃる方ということなん
でしょうか。ちょっとそれだけ、単なる質問ですけれども。

学務課長 宇佐見校長においては、両方持っております。このように小中両方、または、小だ
け、中だけと持っている方もいらっしゃいますが、ちなみに、校長につきましては、資格要
件で教員免許がなくても校長につくことができます。

市場委員 すみません。ありがとうございます。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

ちなみにこれ2条1号というのは、表彰規則を確認すると、多年にわたり学校職員または
教育関係職員として勤務し、勤務成績が特に優秀で他の模範とするに足りる者ということで
ございますね。

よろしいでしょうか。そのほか、ございませんか。

ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより、議案第39号を採決いたします。

議案第39号につきまして、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第39号は原案どおり決定いたしました。

学務課長 こちら、調書のほう、誤りがたくさんありますので、もう一回訂正し、お配りさせ
ていただきます。申しわけありません。

教育長職務代理者 残るものと思われまますので、お願いいたします。

◎議案第40号

教育長職務代理者 それでは、続きまして、議案第40号「松戸市いじめ防止対策委員会委員の
委嘱について」を議題といたします。

指導課長、お願いいたします。

指導課長 それでは、議案第40号「松戸市いじめ防止対策委員会委員の委嘱について」ご説明をいたします。

資料は21ページ、22ページでございます。

松戸市いじめ防止対策委員会条例第3条及び第4条第1項の規定により、別紙の者を松戸市いじめ防止対策委員会委員に委嘱することについて承認を求めるものでございます。

提案理由につきましては、松戸市いじめ防止対策委員会委員の任期満了に伴い、松戸市いじめ防止対策委員会委員を委嘱するためでございます。

任期につきましては、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの2年間でございます。次ページをご覧ください。

資料といたしまして、松戸市いじめ防止対策委員会委員名簿がございます。

今回委嘱いたします各委員につきましては、名簿記載の5名の方で、いじめに対する問題に対して適切に対処する公平性・中立性を確保するといった観点から、専門的な知識及び経験を有する第三者から選定させていただきました。

それぞれの委員につきまして、簡単にご紹介させていただきます。

まず、嶋崎政男氏でございます。嶋崎氏は、東京都の公立中学校校長を歴任され、現在では神田外語大学教授をなさっております。また、日本学校教育相談学会において会長、日本ガイダンスカウンセリング協議会において副会長を務めておられます。学校カウンセラー、上級教育カウンセラーの資格をお持ちでございます。生徒指導、教育相談やいじめ問題に関する著書も多数執筆され、今までの経験を生かした率直なご意見をいただき、松戸市のいじめ防止対策をさらなる実効性のあるものに高めていけるものと期待しております。なお、嶋崎氏につきましては、今年度まで2年間、松戸市いじめ防止対策委員会委員長をお願いしております。

続きまして、立林尚也氏でございます。立林氏は、本市公立小学校校長を歴任され、松戸市教育委員会学務課長としても勤められました。現在は、昭和学院短期大学教授として勤務されております。松戸市に永年勤務され、本市教育を熟知され、松戸市の実態に即した貴重なご意見をいただけるものと考えております。

次に、吉田眞一氏でございます。吉田氏は、乾法律事務所に勤務される弁護士でございます。松戸市立学校法律相談における委嘱弁護士をお願いしております。学校に対する要求・苦情への対処方法等、学校にかかわる法律問題について、日ごろより専門的な立場より指

導・助言をいただいております。本委員会におきましても、その専門性を生かして具体的なご意見をいただけるものと考えております。

次に、高根佳子氏でございます。高根氏は千葉県のスクールカウンセラーとして、平成28年度は船橋市内の中学校に勤務されております。また、東京理科大学教育支援機構職員支援センター委嘱専門員、千葉県柏警察署委嘱犯罪被害カウンセラーも兼務されております。幅広い経験をお持ちの方でございます。以前は松戸市内の中学校にもご勤務され、市内の状況を十分熟知されていると同時に、発達段階におけるそれに応じたいじめ対策へのご意見をいただけるものと考えております。

最後に、荒久美子氏でございます。荒氏は現在、松戸市人権擁護委員としてご活躍されております。千葉県人権擁護委員会連合会長様よりご推薦をいただきました。人権意識が高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について深い理解をお持ちの方と伺っております。人権擁護委員というお立場から貴重なご意見をいただけるものと考えております。

以上の5名でございますが、嶋崎委員、それから立林委員、吉田委員の3名につきましては再任、高根委員、荒委員につきましては新規の委嘱となります。

よろしく願いいたします。

教育長職務代理者 議案第40号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより、質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

新任の方のところ、こちらの千葉県庁のスクールカウンセラーの方、松戸市にも勤務されていたというところでとても安心したのですが、いじめに関して養護教諭の先生などのネットワークがちょっとあるといいのかなと、とても、私の認識の間違いで養護教諭の先生が少しでもかかわっているのかなという視点があったんですけども、いじめの問題の中で、起きてからの、再発防止のためよりも、起きる前にやはりSOSを子供たちが出しやすいのは保健室の養護教諭の先生たちではないかなと思うので、養護教諭の先生とも何かつながるネットワークづくりだとかは、何か考えていらっしゃるのかというところを聞いてみようとは思っていたんですが、養護教諭の先生とのつながりがもし今後あるかどうか教えていただきたいのですが、お願いします。

教育長職務代理者 指導課長、じゃ、前任の方のご紹介もあわせて、冒頭お願いします。

指導課長 すみません。まず前任の方でございますが、先ほど申し上げたように3名の方は再任でございますが、1名は栗村委員さん、こちらの方も実は千葉県のスクールカウンセラーでございました。それから、もう1名、藪田委員さん、こちらの方は同じく松戸市人権擁護委員会の委員の方でございました。

今、養護教諭のご指摘ございましたけれども、松戸市のいじめ防止対策委員会条例の中には、必要に応じて当然、そういった定例会等で意見を求めることができますので、今のご意見のとおり、例えば養護教諭の先生からご意見をいただくとか、違った観点の方からご意見をいただくということは当然あると思いますので、委員会の参考にさせていただきたいと思っております。ありがとうございます。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 一応、今条例を見ますと、第8条で、対策委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる、これで対応するという事なんで、それを積極的に活用して、ぜひ養護教諭の知見も取り入れてほしいというご意見だったかというふうに思いました。

武田委員。

武田委員 基本的なことでは質問なんですけど、選出区分の中で、この松戸の教育のほうでは学識経験者って一くくりであるんですけども、今回の議案のほうでは、教育委員会が認める者というものと学識経験者とあえて分けているところに何か選出方法の違いみたいなものがあるのであれば教えていただきたいなと思います。

指導課長 松戸市いじめ防止対策委員会条例の第4条の委員の部分でございます。学識経験者というのは、大学の先生ということちょっと思定してくらせていただいております、そのほか、教育委員会が認める者として、先ほど申し上げたようなお立場の方を選出しているということでございます。

教育長職務代理者 質問には答えていただいているのでいいと思うんですが、これ読み方なんですけれども、条文上は、第4条で、委員は、学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱するとなっております。学識経験を有する者その他教育委員会が必要と認める者のうちから、ただ、その2つに分けてカテゴリーをつくっている、今は運用ですけども、2つなのかというところでもないようにも読めますので、だから、武田委員の疑問も。

武田委員 そうですね。こっちではこういうふう書いて、こちらでは2つに分けるというの、

少しわかりづらく感じます。

教育長職務代理者 松戸の教育の資料とも整合しないんじゃないか。

武田委員 余りよくないというか。

教育長職務代理者 整理すると、これは議案の本体になるんですかね、この委員名簿は。これは今の松戸の教育の記載との整合でいくとどうしますか。

指導課長。

指導課長 整合性をきちんと図っていきたいというふうに思いますので、今の段階で、じゃ、どちらというのは。

武田委員 それは別に。

指導課長 確かに、大きなくくりで教育委員会が認める者という捉え方もできるかなというふうに思いますので、ちょっとそこは検討させていただきます。すみません。

教育長職務代理者 じゃ、いいですか。

武田委員 はい。

教育長職務代理者 それは、じゃ、整合をとった形で、説明のつく形でお願いすると。

武田委員 はい、お願いします。

教育長職務代理者 そのほか、いかがでしょうか。

武田委員。

武田委員 もう1ついいですか。弁護士さんが入っていらっしゃるという点で、今回のような事案があったときの審議などでお願いすることが、やはりこの委員さんたちをお願いすることが多いんだと思うんですが、それ以外に、もちろん対策等ということも先ほどご説明いただいた中に入っていたので、今後の方針をつくる意味でというのも、もちろん各委員からいろんなご意見をいただくとします。先日、文科省のほうのいじめに関する分科会へ出たときにも、積極的に弁護士さんがかかわって、児童・生徒に、いじめがいかにか法律に触れているとか、刑罰に属するものがあるかということも教育の中で伝えるということを推進している例があるという話が出ていました。そういったことは松戸市の中では何かもう既に行っているのか、あるいはそういうご要望とかご提案みたいなものが出ているのか、今回のと絡めてでもいいですし、全然関係なくてもいいんですが、もしあれが教えていただきたいと思えます。

指導課長 本委員会の本来の形というのは、定例会をもって、いわゆるいじめ防止対策でございますので、何か事が起こる前に、先ほども教育長もありましたけれども、事が起こる前に

どんな方法をとっていくことが松戸市の子供たちにとってよいことなのかということが一番の趣旨でございます。今回のように特別な事案が発生した場合は臨時会をもって対応するというような形になりますが、今申し上げたように、本当に教育の中でやっていかなければいけないというのが大前提でございますので、先ほどの答申にもございましたように、例えば、松戸市の豊かな人間関係づくりプログラムですとか、もっと広い意味で言えば、今回道徳が教科化された背景には、やっぱりこの大きないじめ問題がございましたので、この辺は本当に道徳教育ということも含めまして、先ほどございました規範意識ですとか、道徳心ですとか、コミュニケーション能力の育成ですとか、そういった部分をしっかり子供たちに教育していかななくてはならないということは校長会等とも共有しているところでございます。ただ、その具体的な方策をこれからしっかり進めてまいりたいと考えています。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほか、よろしいでしょうか。

たまたま冒頭のご報告もありました。ちょっと分けて考えなければならないのは、答申をした結果、諮問した結果、それは今回は対応は適切であった、あるいはいじめという要は事案ではなかったという結論でありましたので、そういう場合にも働いていただいた委員会ということにもなりますし、今武田委員のご意見とすると、やっぱりそういうところから今度、現場に何かよい方法を弁護士さんを含めてフィードバックもしていただくような答申、この留意点という中には、まだ少し抽象的な部分を具体的なところで、この方々は実働部隊ではないと思いますけれども、そういうことも戦略的にご助言をいただきたいということかと思えます。いろんな意味で、防止をしていくと、起こさせないということに関しては、非常に担いの大きな委員会だと思います。ちょうどここで委員の、変わられるということでもございましたので、ぜひ、事務局としてよろしくお伝えをいただければというふうに思っております。

ほか、よろしいですか。

それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

議案第40号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第40号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第41号

教育長職務代理者 続きまして、議案第41号「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

よろしいでしょうか。

それでは、教育企画課長、お願いいたします。

教育企画課長 それでは、「松戸市教育委員会事務局設置及び組織に関する規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明申し上げます。

23ページでございます。

議案第41号です。

提案理由につきましては記載のとおりでございますが、具体的な改正内容について、25ページの新旧対照表でご説明をさせていただきます。

大きく改正点は2点ございます。

1点目は、教育企画課に設置されております教育情報センターでございますが、これを担当室という組織から係相当の組織に変更するものでございます。新旧対照表の上段にありますように、今までは担当室というところに教育情報センターが位置づけられておりましたが、右側のように係のほうに位置づけられるというところでございます。

担当室と係の違いは何なのかということでございますが、担当室とは何ぞやということなんですけれども、担当室をつくる前提なんですけれども、業務の切り分けが可能であって、その業務を集中的に処理して即応性が高められる分野について対象としてございます。担当室には課長相当職の担当室を置きまして、専決権、決裁権限を持たせております。担当室長に関しましては、契約事務でありますとか、それから議会の答弁でありますとか、それから監査に関する業務に関しましては、所属長、つまり課長と同等の専決権を与えております。それを係相当の組織にするわけなんですけれども、係相当でも係長に当たる教育情報センター所長、管理職は置きますけれども、係相当ですので、決裁権限は一切持たせません。それは全て所属長が今度は担うということになります。

なぜ、今こういうことをするのかということでございますが、一つの理由としては、教育情報センターというのは、かつては今の生涯学習推進課のある松戸ビルディングにございまして、ある意味、出先機関的な場所ございましたので、所属長の目は届きにくいので、やは

り課長相当職を置いて管理するということがあったと思います。平成25年度に京葉ガスビルに移ってきていますので、担当室ということで対応しなくても、係相当の組織として十分やっつけられるというふうに思っております。

もう一つの理由といたしましては、これはちょっと実は差し迫ったことなんですけれども、この改正によりまして管理職を1人減らせるということ、人員1人を浮かせるということが出来ます。なかなか人員がふやせない中で、この担当室長分の1人につきましては、部内調整という形はとりますけれども、教育企画課で教員籍の先生、教員籍の方を1人ふやしまして、後で申し上げますけれども、教育改革に関してこれから29、30年度、いろいろ準備がございますので、そういう業務に人員を充てると、そういった差し迫った理由がございます。

それから、もう一点の改正点につきましては、生涯学習推進課の事務の概目、所掌事務につきまして、松戸フューチャーセンターに関するものを追加するものでございます。フューチャーセンターにつきましては、今年の教育施策方針にも位置づけられているところでございますが、昨年度までは地方創生に係る国の補助金をもらってスタートしましたが、軌道に乗ってきたということもございますので、生涯学習推進課の所掌事務として位置づけるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

なお、この規則の改正につきましては、平成29年4月1日からの施行とさせていただきます。

以上です。

教育長職務代理者 議案第41号のご説明は以上のとおりでございます。

それでは、質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。ポイントが幾つかありました。それぞれ、今後の改革に向けた場所、席を1つ確保したいというようなことも触れていただきました。いいでしょうか。何かご質問、確認すべきこと。

情報課というその中身については、何ら変わらないんですか、それともある程度何かめどが立って、少し軽くなってきたというようなことは業務上あるんでしょうか。質問でございます。

教育企画課長 業務上の分量は基本的には変わりません。変わりません。

教育長職務代理者 わかりました。そこに変化があったわけではないが、場所的な問題が、減らせる大きな理由だということですね。

よろしいですか。

教育長職務代理者 伊藤委員、何か。

伊藤委員 確認ですが、今のお話のとおり、教育情報センターの事務の内容は変わらずに、今回管理職を1人減らせるというのは、要するに今までは場所的に若干目が届きにくいところにあったので管理職を置いていたが、この京葉ビルのほうに移ってきたので目が届くようになり、したがってもう管理職を置くまでのこともないだろうというのが主たる理由で、これまでの管理職を減らして、その分を今後、教育改革に従事する管理職に充てられるというのは、その結果からでてくる付随的なものであるというように理解していいですか。

教育企画課長 実は教育委員会事務局の組織ということに関しましては、これだけでいわゆる組織の見直しは完結かというところではありません。実はほかにもまだ本当に検討段階でございますけれども、学校教育部、生涯学習部を通じて、やはり組織の見直しはしていかなきゃならないんですけれども、そういうものと実は一緒にやりたいという気持ちはあったんですけれども、やはりどうしても人数、人の人数が増やせない中で、ちょっとこれだけは1つだけ先行させてもらったという、そういう部分は、そういう理由はございます。

教育長職務代理者 どっちが目的かと、第一の目的は見直しから席がつくれることになったということなのか、席をつくるためにこうしたのかというあたりもあれですかね。どっちが先でもいいんですけれども。

教育企画課長 差し迫った理由としては、とにかく人員を増やせない中で業務の振り分けをしていかなきゃいけないという中での一つの手当てとしてやらせていただきたいというところでは。

教育長職務代理者 両方相まってという。

よろしいですか。ご質問ないでしょうか。いいですか。

フューチャーセンターの位置づけをまた明確になったということです。ここら辺はまた、進捗をお聞きをしていきたいと思っております。

それでは、ほかにご質問等ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論を終結いたします。

これより、議案第41号を採決いたします。

議案第41号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第41号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第42号

教育長職務代理者 続きまして、議案第42号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

教育企画課長 それでは、26ページ、議案第42号「松戸市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令の制定について」でございます。

こちらにつきましては、育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律、以後、育児介護休業法と略して申し上げますが、育児介護休業法の改正に伴い、所要の改正をするものでございます。

29ページの新旧対照表でございます。

ご案内のとおり、平成29年、今年の1月1日から、育児介護休業法が改正になりまして、介護離職等を防止し、仕事と介護の両立を可能とするための制度の整備が図られたところでございます。その中で、介護時間というものが設けられまして、日常的な介護ニーズに対応するため、所属長が、職員が介護のため勤務しないことが相当であると認められる場合、連続する3年以下、1日につき2時間以内で勤務しないこと、すなわち介護時間を承認できる仕組みが新設されました。こうしたことから、こちらの新旧対照表にもありましたように、休暇承認願のところの教育企画課に合議をする事項といたしまして、ここに「介護時間」というものを加えます。介護時間に関しましては、やはりその職員の人事のデータといたしまして、私ども教育企画課で全て把握させていただいておりますので、そういったことから教育企画課の合議が必要になります。こういったことから、この記載のとおり規則を改正いたしまして、改正するものでございます。この訓令の施行日は29年4月1日を予定しております。

以上、説明とさせていただきます。

教育長職務代理者 議案のご説明は以上のとおりでございます。

それでは、質疑及び討論に入ります。

法改正に伴うものというふうにもうご説明いただきましたので、この点については、法の施行も4月1日ですか。

教育企画課長 法律の施行は、29年1月1日です。今年の1月からなんですけれども、それを

受けまして、松戸市の職員の勤務時間条例を今3月議会に提案してございまして、その施行日が4月1日からになりますので、それに合わせるということになります。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ご質問、ご意見、いかがでしょうか。

公の組織であり、また公務員でございますので、法律に沿ったふうに変えていくのは当然でありますし、こういうのがまた民間に波及していくんでしょうね。波及というか、法律ですから、民間もやらなくちゃならないんでしょうけれども。勉強になりますという感じですね。

市場委員。

市場委員 これ変わるのはもちろんそれで結構なんですけれども、実際に、介護休暇をとる人というのはどれぐらいいらっしゃるのかはわかりますか。

教育長職務代理者 現在の時間じゃなくて、休暇ですね。

教育企画課長 すみません。今ちょっとデータは持ち合わせておりませんが、そんなにはいません。

教育長職務代理者 山形委員、ご意見を。

山形委員 質問でごめんなさい、今聞き間違えじゃなかったらなんですけれども、介護休暇も今3年で、介護時間は2時間というのは。

教育企画課長 介護時間をとれるのは、連続する3年以下の範囲内で1日につき2時間以内で勤務時間を短縮すると、こういう趣旨であります。

山形委員 3年間だけ2時間の短縮がとれるという形の認識ですか。

教育企画課長 はい、そのとおりでございます。

山形委員 わかりました。

介護の平均年数というのは、市場委員が一番ご存じだと思うんですけども、女性の平均の介護時間、寝たきり時間というのは12年と言われていています。長寿だけれども、ネンネンコロリと女性たちは言われている時代なんです。その中で3年というのは、何か、まだまだこれ、まだ法律が変わっていけばいいかなと思うんですが、この2時間の短縮で、介護がどんなふうになるかとか、そういうのはもっとこの世の中変わっていく中で、きっとデイサービスなどの車など増えているので、変わっていくとは思いますが、少しでも楽になる方が増えればと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

ほか、いかがですか。よろしいでしょうか。これも法改正に合わせたものでございますので。

それでは、議案第42号につきまして、ほかにご意見ないようございましたら、これで質疑及び討論を終結といたします。

これより、議案第42号を採決いたします。

議案第42号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第42号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第43号

教育長職務代理者 次に、議案第43号「松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

教育企画課長。

教育企画課長 議案第43号でございます。

本日、配付となりましたが、29ページでございます。

「松戸市立学校に勤務する非常勤職員等就業規則の一部を改正する規則の制定について」でございます。

提案理由でございますが、年次有給休暇の付与について、労働基準法に定める基準に合わせるほか、新たに増えた職種名を追加するためでございます。

それでは、早速ですが、新旧対照表34ページでご説明をいたします。

第3条でございますけれども、左側、「非常勤職員」とあるのを「非常勤職員等」に改めるものでございますが、この非常勤職員等とは第2条に定義がございまして、非常勤職員と臨時的任用職員を指します。

続いて、第9条でございますけれども、非常勤職員等の職種とそれから始業時刻と終業時刻については、これまでは別々に定めておりましたけれども、これを、後で申し上げますけれども、別表1、別表2を統合いたしまして、1つの表に統合したための改正でございます。

続きまして、第13条でございますが、年次有給休暇の付与についての規定でございますけれども、こちらにつきましては、労働基準法に基づく年休、年次有給休暇の付与につきまし

ては、6カ月継続勤務ということと、それから、最低10日を付与するということとされておりますので、これを勘案して記載のとおりに変更するものでございます。

それから、4項、5項につきましては、現在非常勤職員の職種も増えて、それから勤務形態も多様化しておりますので、これに対応するため、条文の整備をするものでございます。

続きまして、別表でございます。先ほども申しましたが、別表第1と別表第2を統合いたしまして、対象となる職種と業務と始業時刻と終業時刻をあわせて規定してわかりやすくしたいと考えております。その中で、36ページの上の段の右側にある職種、スクールカウンセラー、部活動講師、臨時栄養士、臨時用務員、小学校英語指導者、理科実験アシスタント、これが今回新たに追加する職種でございます。

それから第1号様式についても改正いたします。これも、繰り返しになりますけれども、学校に勤務する非常勤職員等の職種が増え、また勤務形態も多様化しておりますので、実情に即したものに變更するものでございます。

以上のとおりでございます。規則の施行日は平成29年4月1日からを予定しております。

以上、説明とさせていただきます。

教育長職務代理者 議案第43号のご説明をいただきました。

質疑及び討論に入ります。

いかがでしょうか。

ちょっと資料、きょう配られて、表が少し複雑、これ要は合体させて時間等も個別に入ったということでしょうし、増えた分野もあるということで、ざっと見ていただきまして、何かご質問等ありますでしょうか。

市場委員。

市場委員 非常勤職員と臨時的任用職員はどう違うのですか。

教育企画課長 この新旧対照表には第2条の定義規定は入っておりませんが、第2条を説明いたします。まず、非常勤職員につきましては、1週間当たりの勤務時間が29時間以内の方です。つまり常勤ではない、非常勤の職員という位置づけでございまして、勤務時間の目安は1週間当たり29時間以内でございます。

臨時的任用職員につきましては、そういう縛りはなくて、例えば、産休だとか、産前産後休暇であるとか、育児休暇、育児休養中の職員のその代替として採用する、その期間だけ臨時的に採用する職員を指します。

以上です。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 いかがでしょうか。

別表等も見ましたが、これだけの種類があるのかということのを改めて認識をいたしますが、特別支援学級も、学校訪問で拝見すると、手厚く人が配置されているところも見ることができました。こういう方々も入っていらっしゃるのかなというふうに想像します。

武田委員。

武田委員 ちょっと質問なんですけれども、非常勤職員に当たるんだと思うんですが、よくいろんな科目のアシスタント的な先生だとか、そういう方を学校訪問でお見受けします。そういう方たちは、ずっと非常勤なのか、それともそのアシスタントで入っている方とかが例えば、今後常勤職員を目指していらしてやっているとか、そうではなくて、自分のニーズとしてそのあたりの働き方が妥当だからやっているということが多いのか、何か例えば、その働き方を選んでいる方の本人の希望とか、あるいは今後とか、流れとか、そういうものというのは今までも含めてどういうふうになっているのか教えていただければ。

教育企画課長 あっさり答えますと、スクールアシスタントさんは、常勤を目指しておられても、ちょっと採用する期間がちょっと異なりますもんですから、どんなものでしょう。

武田委員 というのは、学校訪問で拝見したときに、意外とお若い方というか、本当に非常勤でいいんだろうかというような年齢の方もいらしたので、違うご職業をお持ちでなおかつやっていたらっしゃるとか、そういう背景があつてのことなのかちょっと気になったりする部分もあるので、もちろん、ご自身で選んで就業していただいているので、それは何ら問題はないと思うんですけれども。

教育企画課長 すみません。やはりスクールアシスタントさんの中には、やはり常勤、つまり正規職員を目指しておられて、今県の職員の採用を待っているという方もいらっしゃいますので、もいらっしゃいますし、一方で、やはり今、今年少し、来年4月から税制改正はありましたけれども、やはりご主人の配偶者、ご主人というのは配偶者の扶養の範囲内で働きたいという方もいらっしゃいますので、そういう方、いろいろいらっしゃるということでございます。

武田委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 ほかにありますか。

増えた部分の方々、これは36ページの右側の上のほうでしょうか。実際、これは今までも実質的にあったものをちゃんと書いたということですか。それとも何か実態的な変更があつ

たんでしょうか。お願いいたします。

教育企画課長 前者のとおりでございまして、これまでもこういう方については採用しておったんですけれども、今回の改正に合わせてきちんと別表に入れて位置づけていくと、そういう趣旨でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員。

伊藤委員 もしこういう方々を夕方5時以降、何か働いていただきたいときとか、あるいは本人の何かの事情で働かざるを得ないとか、そういうようなときはどういうふうにすればいいのかというのは、何かございますか。

教育長職務代理者 時間外ですかね。就業時間外の労働について。

教育企画課長、お願いいたします。

教育企画課長 どうしても公務の都合で5時以降も働かざるを得ないという場合は、これはあるかと思しますので、その場合は時間外勤務というかたちで対応いたします。

伊藤委員 できるんですか。

教育企画課長 はい。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

これ、これだけバラエティーがあるのは、他の市とか、いろいろあると思うんですけども、ほかと比べてどうなんでしょうか。これ、どなたにお聞きすればいいの。教育長でしょうか。

教育長 ほかの市と比べて種類は多いと思います。スタッフそのものもなかなかほかの市にはない制度だと思います。

教育長職務代理者 県費職員以外でこれだけあるというの多い。

教育長 そうですね。いろんな自治体がいろいろ工夫して、たくさん名前がありますけれども、スタッフはスタッフ1つで、このスタッフの中身というのは本当にまた、この中で多種多様なので、そういうのも合わせると、市の教育行政全体としてはいろんな人材をその方々の、先ほどの質問にありましたけれども、望まれる勤務状況に合わせて働いていただいているかなというふうに思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

まず、ぜひ柔軟な運用で、現場がよりその個別の場に合った現場になりますように。それを位置づけをきちんとしたと、整理をしたということかと思うんですが。

よろしいですか。

それではないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第43号を採決いたします。

議案第43号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第43号は原案どおり決定いたしました。

本日、予定をしていた議題は以上で、ここで一旦議事進行を教育長にお戻します。

教育長 それでは、ただいま、次に昨日急に決まったんですけれども、お手元に議案の第44号と45号を提出してもらいます。

ちょっとお待ちください。

これを日程に追加の上、直ちに議題としてはいかがかお諮りしたいと思います。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、決をとらせていただきます。

議案第44号、議案第45号を日程に追加の上、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

教育長職務代理者 議題名がまだ言ってないですけれども、議題だけ追加するという。

教育長 議題名はまだ言えません。

教育長職務代理者 2本追加するということですか。

教育長 はい。

教育長職務代理者 失礼しました。

教育長 よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第44号、第45号を日程に追加の上、直ちに議題とすることに決定いたします。

なお、44号、第45号については、人事案件となりますので、したがいまして、議案第44号、議案第45号の審議を秘密会としてはいかがかお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

この後、行われます議案第44号、議案第45号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

それでは、ご異議がないものと認め、議案第44号、議案第45号の審議は秘密会といたしま

す。

では、ここからの議事進行を再び山田教育長職務代理者にお願いします。

教育長職務代理者 ただいま教育長がお諮りしましたとおり、議案第44号、議案第45号の2議案は、日程に追加の上、議題となり、かつ審議は秘密会となりました。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席を願います。

お残りいただきますのは、学校教育部長、学務課長、以上でございます。その他の方は退席をしてください。

(以後、秘密会)

◎議案第44号及び議案第45号

教育長職務代理者 入室されたようでございます。

議案第44号、議案第45号につきましては、原案どおり決定いたしましたことを報告いたします。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局よりございますでしょうか。

それでは、戸定歴史館長からPROJECT1867。

戸定歴史館長 戸定歴史館長、齊藤でございます。

今年の3月から始まりますPROJECT1867についてご説明をさせていただきます。

このPROJECT1867は、今年2017年が1867年パリ万国博覧会が開催されて150周年になる年でございます。戸定邸を建てました徳川昭武は、この年に將軍の名代としてパリ万博に参加をして、そして、ヨーロッパ、パリ、フランスのほか、5カ国を歴訪して、留学に入ると、その留学のさなかに幕府が瓦解をいたしまして、そして帰国して11代目水戸藩主になるという事歴がございまして、これは徳川昭武さんにとっても非常に大きな人生の転機でございますし、松戸市としましては、戸定邸を建てるに至った徳川昭武の契機として非常に大きなものであるというふうに捉えております。同時にこれは幕府が参加をした最初で最後の万

博でもありますし、ここからその次の時代の近代化への向けての大きな転機にもなったということで、非常に後の世に大きな影響を及ぼした、そういった万国博覧会であるということでございまして、この年を記念しまして、戸定歴史館単独でもいろいろな事業をやりますが、これは単独ではなくて、徳川昭武公に随行して行って、そして一番苦楽をともにして一番難しい時期を昭武公とともに乗り切った渋沢栄一さんの博物館、これは北区王子にございます渋沢史料館というところがございます。そういった博物館、それからこの万博には幕府のほかには佐賀藩、それから薩摩藩も参加をしてございます。佐賀の県立の博物館の1つであります佐賀城本丸歴史館、こちらにも万博にはとても重要な出来事というふうに捉えております。それから、日本とフランスとの関係をずっと研究していらっしゃる学術団体の日本仏学史学会さん等々、そういったゆかりのあるさまざまのところと連携をして、連動して、単館ではできないような、そういう有意義な試みをしようと、そしてそれぞれの団体が独自の活動をそれまで積み重ねてきておりますので、そういった蓄積、個性というものをこの150周年という記念の年に発表していくことによって、より多くの方に関心、それからかかわりを持っていただきたいということでございます。

内容は非常に多岐にわたっておりまして、戸定歴史館単独としましては、展覧会を3月18日から、展示がえ期間を挟んで12月24日まで3回行います。それから、シンポジウム、講演会、それから食のイベント、それから音楽イベントも企画してございます。これはちょうどこのパリ万博150周年記念作品として「1867」という楽曲が、これは作曲家の荒川洋さんが戸定邸に触れて、この曲が誕生いたしました。これ今CDの制作の最終段階に入っております。この曲を戸定邸、それから渋沢史料館にも、青淵文庫と言いまして、国の重要文化財に指定されております渋沢栄一さんのお屋敷の建物ですね、ここ、それから佐賀城本丸歴史館の中では、佐賀城のありました本丸御殿を木造で再現してございます。一番大きいところは320畳あるそうなんです、そこでこの曲を演奏していただこうと、いずれもその会場ではこの「1867」の演奏に参加、協力していただきました新日本フィルメンバーの方8名、九州まで出かけて行って、九州、それから王子、松戸ですね、こういったことで行います。なおかつ、これ8名、八重奏でございまして、なかなか8人、一流の方を集めてって、これはなかなか大変でございまして、ピアノバージョンの編曲をしていただきます。これはまず、決まっておりますのは、渋沢史料館で、国際ピアノコンクールで優勝もされました浦山純子さんが招かれて、このピアノ版を演奏していただくと、まだ調整中ですが、九州のほうでもぜひそれをやりたいというようなことで、そういうなかなか通常、歴史系博物館の

イメージからなるべく出る、あれ、ちょっと違うなという、そういう新しい試みをする事によって、本来、長年蓄積しましたそういった成果を共有していきたいということでございます。

ちなみにちょっとこのPROJECT1867の左にマークがございますが、これは徳川昭武さんが万博に行って、早速国旗をつくらなければいけない、洋服をつくらなければいけないという、そういう局面に当たるわけです。そこでブーシェという、衣料品を販売する会社ですが、そこ取引をするようになりまして、用達を許可したんですね。その用達を許可されたということで、このブーシェが作製をした、そういう印でございます。これは、当時の1867年当時のブーシェが発行していた商業用名刺、商用名刺の中に書いてあった小さな原画を、これを新たにきちんと書き起こしまして、このPROJECT1867のシンボルマークとして使うということでしております。なお、これの立体バージョンも今つくっております、このちょうど葵の紋に相当する真ん中の部分が30センチですから、横幅が結構五、六十センチぐらいの存在感のあるものになるかと思えます。

概要は以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

何かご質問ありますか。記念すべき年で、そうなんですね、昭武さんと渋沢栄一氏が一緒に行っていたんですね。3月18日からが第1期、7月15日からが第2期、第3期が10月7日からということが。連動してこういうのというのは、何かそういうニュース発信はされているんですかね。連携してこういう取り組みをするというのは、各機関とやっているというのは、何か報道に出るといいですね、これね。

戸定歴史館長 これから、具体的な行う事業をトリガーとしてマスコミの方に取り上げていただくように、全体ですと、ちょっと抽象的、ニュースの素材としましてはね。やはり具体的なものがあって、さらにそれが個別のものにとどまらず、より広がりがあるというパターンがマスコミの方が取材していただける場合における肝だと思っておりますので、そういったものをきっかけとしてやっていきたいと思えます。ちなみにこの楽曲に関しましては、もう既にこの完全版が完成したときには読売新聞さんなんかはかなり大きく取り上げていただいております。

教育長職務代理者 パリ万博150周年というくくりで言えば、ニュース、まとめ方とすると非常に発信力あるかと思えます。ぜひそういうような発信のほうも引き続き。最近もニュースで館長をお見かけしました。文書が発見されたんだっけ。ご活躍をぜひよろしく願いました。

します。

それでは、このご報告はよろしいでしょうか。ご質問なければ、以上で終わらせていただきます。

それでは、ちょっと研修会について、皆さんで若干、意見交換を含めて報告をしてみたいというふうに思っております。

資料のほうは、お手元に2締め行ってるんですかね。その中に文科省のものと、それから地教連のものが行かれた方については入っているというふうに思います。それで、あの研修この研修とやらないで、順番に報告をしていって、特に要点、全体で余り長くやってもきりがありませんので、全部終わって意見交換まで含めて15分か20分かぐらいの以内にはおさめたいと思いますので、ご説明は3分、4分ぐらいで話せる範囲にとどめていただければ、かいつまんでお願いできればと思います。それで、2カ所行っている方は、その分はちょっと膨らませて、時間をとっていただいてもいいんですけれども、ご感想と含めてあわせていただければというふうに思います。

どうでしょうか。武田委員、いいですか。

武田委員 はい。書かせていただいたのは、文科省の全体会は皆さん行っていらっしゃるのと、とりたてて書かなかったんですけれども、そのときに出了た分科会のほうのいじめの問題のところに出させていただいた時のレポートと、そのときの講演会のレポートを書かせていただきました。それと別の日に茂原のほうに伺いまして、井内清満さんという、サポートステーションを運営している方の講演会の、こちら山形委員もご一緒に、先に山形委員のレポートを拝読させていただいたので、ちょっと視点を変えてという形で書かせていただきました。

このサポートステーションというのが、全国160カ所とはいえ、なかなかこれを担ってくださるといふ人が確保することは本当に難しいことだと思います。仮にそういう方にめぐり会えたとしても、各々の考え方もあり、自治体と連携ができるかというところも難しい中で、本当に献身的な活動をされてる井内さんという方のお言葉に心からありがたいなという気持ちで聞かせていただきました。井内さんはもう70歳を越えているので、果たしてこういう熱意のある方が今後、出てくるのだろうかという不安感を抱きました。文科省のその後伺った研修会でも、チーム学校というのが出てきていましたが、行政の形の中でこういう取組を、サポートして上手に連携していく形がとれるというのがやはり理想なのかなというふうに思いました。

井内さんの活動の中で、引きこもりであるとか、少年院から社会に出られる方のサポート

というのもありました。もちろん保護員の方にもお世話になっていると思いますし、そういう方が松戸にもいらっしゃるんだと思います。いろんな問題というのは根っこのところであるところとつながっていて、実は母子家庭の問題であったりとか、障害者雇用の問題であったりとか、根のところでくっついていて問題も多かったでするので、個々の案件としてではなくて、学校と、警察と、というように、いろんな連携をしなければいけないものというのがたくさんあるんだということに気づかされたというのが一番大きかったと思います。それと、私がかねがね文化というものは絶対小さいときから触れるべきだというふうに考えていたのですが、それは文化に対するハードルをもたないということ念頭に置いて考えていたんですが、ところが目からうろこだったのが、井内先生からのお言葉では、例えば成功者のお話であるとか、美術館、博物館に置いてある実体のあるもの、複製ではない本物、失ったら二度と存在しなくなるものから、物を大切にできる心が育まれたり、そういう心を育てる要素が大いに在るんだというお話を伺って、ちょっと私も認識を新たにして、そういう部分を考えていかなければいけないのかなと思ったことが印象に残っております。

文科省のほうでお伺いした講演会は、日渡円先生という方のお話だったんですが、教育委員のあり方ですね、そういったものについて主に話されていたんですが、衝撃的な言葉として、教育委員は教育の権力者だというようなお伝えの仕方がありました。これはあくまでも表現の仕方であって、それだけ責任を感じてくださいというメッセージだったんだと私は捉えております。先生が兵庫県の大学で大学院として運営している、教育長に当たる方々へのご講義のようなカリキュラムをとっていらっしゃるそうなんですが、その中で、やはり行政の方であるとか、現役の教育長の方などがレクチャーを受けていらっしゃるということでした。やはり新しく変わった制度に対しての関心が強いんだなということを感じました。日渡先生がおっしゃった中で一番心に残ったのが、「我々、教育委員、じゃ、何ができるんだろうと」、いつも常々考えさせられるところなんですが、「レイマンであるという、一般市民として自分のわかること、自分の専門とすることをそれがどのように生かせるかということ、やはりしっかりやるべきだ」というお話がその中にありました。それはすごく勇気づけられたというか、私にとっては一番できそうだなと思えた瞬間でございました。いずれにせよ、勉強していかなきゃいけないなという思いを新たにしました。

分科会のほうのいじめ・不登校についての対策というのは、ちょっと文書も長かったので、かなりまとめましたが、やはりちょっと多くなってしまいました。これは、かいつまんで同じような文言が何度も出てくるので、自分なりにまとめてみたので、一読していただければ

と思います。この分科会の最後に、各委員さんからの報告であるとか、お願いであるとか、そういったのがございまして、昨今すごくニュースでも取り沙汰されている福島の問題、福島の教育委員さんがいらしてまして、やはり各自治体での福島からの移住者の方、あるいはそういう方が具体的にいなくても、どういうふうに教育現場で被災者への対応注意を喚起していらっしゃるかということについての報告がぜひほしいということを文科省の方にお願いでございました。ばらばらになっている分、どういうふうに取りまとめでいいかというところで不安に思っているところと、やはり全国的にすごく不幸な事例が多いということを懸念していらっしゃるというのが、心に痛く響きました。

それともう一点が、四国の教育委員さんからのご提案というか、ご自身がなさっていらっしゃる報告がありました。その方は弁護士さんだったんですが、先ほどもちょっと触れましたけれども、教育現場でのいじめ行為の中に刑事罰相当に当たることがいっぱいあるんだということ、裁判に発展する事例がいっぱいあるんだということを具体的に、彼女が言うにはドラえもんなどの何かそういう例え話を用いて、少しソフトな形に置きかえて伝えているそうです。そういったことをぜひ広めて、おどかさすわけではなくて、きちんとした知識として子供たちに注意喚起してほしいとおっしゃってました。すごく有効的なのではないかというふうに拝聴しました。

以上でございます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

山形委員。

山形委員 私のほうから、茂原に行ったときの話を1枚の紙にまとめさせていただきました。

武田委員とご一緒させていただきました。井内先生、70歳でも精力的に活動されている方で、初めに20歳で専門学校を卒業した後、14年間家から一步も出ていない34歳の男性のところに行ってから来ましたという言葉から始まって、すごいことだなと思うんですが、でもそれがどんどん増えていることが現状なんだなというのを感じました。公共機関の電話相談の時間が、最近延びているものは多いんですけども、やはり9時、5時というものが多い中、電話ができない人がほとんどなので、井内先生は365日24時間、お風呂に入っている以外は受けますというふうなお話をされてましたので、本当にこの方にかわる方が何とか出てほしいというような状況を感じたのと、あと、武田委員がおっしゃったように、本物に触れることの体験などをしていくことの重要性ですね。何点か問題行動につながらなくなるためのプログラムというのを井内先生がお話をして下さいました。その中で、子育て支援をしている

立場として、保護者教育の必要性、もう一度見直したほうがいいんじゃないかというところ
と、子育てから夫婦問題まで、いつでも相談できる場所があるという安定感という言葉があ
ったんですけれども、教育のことはここ、子育てのことはここ、夫婦のDVはここと、ばら
ばらばらばらとばらけているのではなく、1つに、どこかに、ここに電話をすれば、大丈夫
というようなそういう場所があることが大切なんだなと思いました。全体を通して、発達心
理の勉強もしているんですけれども、発達心理の中で、関係性の発達というところで、人と
つながる、コミュニケーションというところと、自己肯定感の発達課題が十分に育たないこ
とがいろんなことの問題になっているんだなということを再認しました。また、その部分が
育つということは、やっぱり幼児期からの家族の関わり、スタンスが重要なんだと思います。
子育てや家庭までもいつでも相談できる場所というところで、今私が活動させていただいて
います親子DE広場はまさに家族のことから子供のことから、いろんなことがお母様たちが
安心して語れる場になっているので、子育て、親子DE広場は3歳までの親子の方なので、
もう少しそこを広げたような場所があると、小さい活動に見えますけれども、青年期の大き
な問題の解決につながるのではないかなという形でお話を聞かせていただきました。

あと文科相のほうで、資料ですね、行政説明等については、皆さん聞いたので省略させて
いただいて、日渡先生のお話で、何か改めて教育委員として頑張っていかなければいけない
なということを感じたのと、家庭教育の重要性というのをグラフを見せていただいて、教育
というのは、やっぱり子供が受ける部分での一部の部分なんで、すごく重要な部分ではある
んですけれども、やはり大半が家庭だということをもう一度再確認しました。

分科会のほうで、インクルーシブ教育について学ばせていただきました。インクルーシブ
教育、ちょっと定義があったほうがわかりやすいかなと思って、定義をこちらに書かせてい
ただきました。障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組みというところですね。私は
そういう障害がない者とある者が一緒に学んでいる事例の話が出るのかなと思ったら、行政
のほうからは、まだ実際にインクルーシブな教育システムでやっていますという提示はなか
ったんですね。でも、現状、こんな支援の必要な子がいますというデータや今こういうふう
に職員を配置していますというような現状の報告でした。

星印のところなんですけれども、現状、特別支援を必要とする児童数が増えている、その
下を書いてあるんですけれども、発達障害と言われる子がこのデータを転記すればよかった
んですけれども、この緑のラインがそうなんですけれども、平成17年だとこの緑のグラフは
ないんですが、今27年で1万4,600人、その情緒発達、多動などに関してデータがあるんで

すね。学習障害などをくつつけるともっと多いんですよね。その中で、まだまだ人も足りず、あと特別支援にかかわる人たちの教員さんの資格とか資質の問題というところが問題だというふうに言われていました。何かインクルーシブという形でお話の中には入ったんですけども、現状としてまだまだそのインクルーシブに至るところまでも行っていないんだなというところでした。フリーディスカッションの中で、行政は、支援の子に手厚くやっていますと言っていますけれども、現状として、委員さんの中から、現場にいる方もいるので十分人は足りているとは思えないというコメントが多数ありました。あと、「みんなの学校」という大阪でインクルーシブに小学校で教育活動をしている方の映画があるんですけども、そういう先駆的な取り組みの話が聞けるかと思ったんですがという話が出たんですけども、やはりそういうふうに行っているところはまだまだ少ないということですね。

就学前の0歳から5歳でいかに発達に支障を来している児童を見つけることが大事だということをいろんな委員さんが何人も声を上げて言われていました。その中で、多様な子供たちがいることを受け入れる大切さや教員の資質の向上などを八王子の星山委員という方が大学教授の方だったんですけども、八王子の教育委員会がすごくそのことについて力を入れていきますという話を聞くことができました。

最後に日野市の教育委員会の教育委員さんが、日野スタンダードと言って、インクルーシブの視点を持った教育方針をとっていますというお話が聞けましたので、インターネットのほうでちょっと検索してみましたら、授業のユニバーサルデザイン化という資料を見つけましたので、PDFでつけさせていただいているんですけども、どんな子も、授業が、例えばハンディのある子がわかる授業は、ノーマライゼーションの子はわかる、よりわかるということになる、どんな子もわかる「授業のユニバーサルデザイン」が、教育というところについて、私もちょっと勉強していきたいなと思います。

できるだけ早くお子さんの状況が把握できるというために、それこそ本当に0歳から、妊娠中から、もっと早くから子供の発達や親のかかわりで何か変えられることがあるんじゃないかということも再度、思いながら、産前産後支援なども含めて、長期的な視点で家族と子供を見ていくスタンスが必要なんだなと思いました。別件、偶然隣にいらっしゃった教育委員さんが公募で委員になられたそうなので、ちょっとメモ書きなのですが、載せさせていただきます。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

伊藤委員、それではお願いできますか。

伊藤委員 私のほうは文科省の研修だったんですが、全体会と分科会をそれぞれ1枚ずつのペーパーにまとめてありますので、もうポイントはそこに書いてあるとおりです。ちょっと若干、もう古くなってしまったんですけども、全体会のほうは学習指導要領の改訂でもうこれはこの前発表があったとおりです。ペーパーの真ん中辺に教育改革、学校の組織運営改革というところで、これは文科省が中心になって一生懸命取り組んでいるという、一つはチーム学校ですけども、欧米なんかと比べても専門スタッフの配置が全体的に少ないということで、日本の先生が国際的に見ても勤務時間が非常に長いという問題意識を強く持っていて、それを何とか少なくして、先生が教育指導や生徒指導により注力できるような形に持っていきたいということで、いろんな策を講じているという説明でしたが、松戸のほうがもうむしろ先行しながら進んでいるという認識を私は持ちました。

それから、日渡さんという方の話はもう既にお二人から話があり、私も似たような感想を持ったんですが、日本全国の教育長の、45%は調整型の人なだけけれども、現在のようない教育改革期においては調整型の姿勢ではだめだということで、もっと強いリーダーシップを持ってやってほしいということでした。

それから、分科会のほうはこれまでも同じようなものに出ているんですが、英語教育の推進についてという、分科会に出ました。内容は従来のものとそんなに変わりはないんですが、改めて認識を強くしたのは、やっぱり日本の外国語教育の、特に初等教育段階での外国語教育の導入がほかのアジア諸国に比べて10年は遅れているということで、韓国などは1997年から、中国、台湾は2001年、それからベトナムでも2003年からということで、確かに10年以上遅れているということで、とにかく力を入れたいという強い姿勢でした。英語力については、向上目標というのがあるんですけども、中3では、英検であれば3級程度を目標にしますが、現在36.6%しか達成しておらず、高3は英検の準2級から2級程度なんですけど、これも34.3%ということで、目標達成というの、非常に目標を下回っているということで、これを高めていきたいという問題意識ですね。それで、外国語教育の抜本的強化として、目標を設定したのは書いてあるとおりです。さらに、英語の指導力、やっぱりこれを指導していくためには英語の先生たちの力を高めていかなきゃいけないということで、26年度から5年程度かけて小中高の英語教育推進リーダーを養成して、小学校では中核教員、それから中高の英語教員の英語指導力向上を図ることにしています。それから、ジェットプログラムは現在28年度は約5,000人ぐらいを招致しているんですが、それも徐々に増やして、31

年度末には単年度で6,400人に拡大するという方針を持っているようです。

それから、知らなかったんですけども、文科省は官民協働海外留学支援制度、トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラムという高校生の海外留学を支援する制度を27年度から始めており、27年度はちょっと少なかったんですけども、28年度は2,000人の応募があって511人採用されています。29年度も、現在選抜中らしいんですが、かなり知名度も上がって、非常に大勢の応募があるということです。この制度にはいろいろなコースがあって、短いのは二、三週間から、長いのは1年というのもあり、また、いろんなスポーツや、芸術を目指すものであるとか、あるいは国際ボランティアをやるとか、いろんなコースがありますので、できればこういった制度に、松戸からも大勢の高校生が参加していただければいいなというふうに思いました。

そこで、所感のところちょっと書いているんですけども、分科会の自由討論になったときに、参加しておられる先生方が、依然として小学校中学年から英語を外国語活動として採用することに対してまだ何となく抵抗感を持っておられ、もっと日本語をちゃんとやるべきじゃないとか、英語をそんなに早くやらなくていいんじゃないとか、そういうような意見をおっしゃられながら、しかし、もう決まっちゃった以上、やらざるを得ないけれども、果たして本当にやれるんだろうかという不安感を漏らしておられる方がおられました。そしてほかの自治体の人に対して、どうやろうとしているんですかといった質問をされ、それに対して、その自治体ではこうこうやってやっていますとか、これからこうやろうと思っていますとかというような紹介もあって、今回の新しい制度にどうやって取り組んでいくのかについて一部では、それなりに各自治体のほうで心配というか、対応に苦慮しているような様子が伺えました。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございました。

私のほうは、資料にあるとおりです。ちょっとだけ、1ページ目で言うと、下のほうの道徳教育なんですけれども、数値評価しないで記述式にして、成長を認めて励ます個人内評価だと、調査書には記入しないんだというような方針だということなんで、どう点数をつけるのかというのが話題になっていたのを解説いただいたんで、それが聞いてよかったと。

それから、部活動、ページをまたぐところですが、部活動はやはり少し過熱感を抑え、過熱感が出ていると、抑える方向、雰囲気は何となく端々で感じました。これは、具体化されていろんな取り組みになってきていますね。

日渡先生の話はこれは省略しますが、おっしゃるとおりだろうと思いました。

分科会は、これは何か分科会が、文科省の担当の方がまず自分から提案しますと言って、ここに書いてある5つを実現、ぜひしてくださいというようなことを言われまして、それをもっともなことだろうと思いましたが、もうちょっと要領よくやってくればいいのかと、みんなの写すのを待ちながら、全部口頭で一個ずつ言うんですよ、これ、枝番も含めて。それに時間かかっちゃって、何か20分ぐらいかけてこれを言っていたので。

それで、グループミーティングは公募の委員の話ありましたけれども、生駒は公募で2名入ったそうで、来ていたのはその公募の方なんですけれども、総合教育会議でも教育委員会会議でもどんどんプロジェクトを提案をして、それを実現をしてきましたというやり方なんですよね。ちょっとびっくりしました。プロジェクトって何ですか、自分のそのフィールドのことを持ち込むんですかと言ったら、そうじゃなくて、学校でこうやるべきだとか、これをここでこうするという、行政の中で実現をさせてきたんだという言い方を、ちょっとなかなか理解しにくいかわり方なんですけれども、もはやそういう雰囲気のところもあるのかなというようなことです。大変アグレッシブな、女性の方ですけれども、アグレッシブな方です。

それから、もうちょっと上の東庄と書いてあるんですけれども、5つ小学校があって、今度1校に統合するということで、市に小学校1つということだそうです。それについて、スクールバスで回すというようなお話もありました。お互い市町村によって全然違うということです。

一番下、分科会の感想のほうにも書いたんですが、下線が引いてあるところです。教育委員会はどうあるべきなのかというところで、たしか日渡先生のお話の中にあっただけですけれども、価値観の葛藤が必要なんだと、皆さんの価値観をしっかりとここで表現しなければならないというようなことがあって、規則の改正とか条例の改正とかというのは、これはなかなかそういう感覚ではないと思うので、やっぱりそういうどういう価値観が今市民の代表として持っている、それを教育長、あるいは事務局にお伝えするかというような議題設定ができているかというところでは、やはりまだまだ取り組む先はあるのかなというふうには感じました。それをどうよいアレンジができるのか、また、というふうに感じました。ここら辺は教育長のほうの、あるいは事務局の采配といいますか、ご相談しながら、どういう論点で皆さんが違う価値観を持っていることをしっかり出して、こういうバランス、あるいはこういう意見があるということが見えるような運営というのはなかなか難しいですけれども、やっ

ていけばいいんだろうなというようなことで思いました。一応、簡単にご報告します。

特に市場委員におかれましては、ご参加できなかったんですが、文科省のほうは共通して行ってきたんですが、何か補足ありますか。大体もう言い尽くして。そんなことがありました。

教育長、何か感想があれば。

教育長 ありがとうございます。全然行けなくてすみませんでした。

いつも私も行っていろいろと思うんですけども、今年は本当に日程が重なってご同行できなかったんですけども、日渡さんとは統廃合の後の私が新北中の教頭になったころから知り合いになって、なぜかという、私は私でパイロットスクールをつくらなければいけない、統廃合で。彼はそのころ宮崎の小さい町で、彼も統廃合を任された教育長だったんですけども、統廃合しない道を選んでいろいろ工夫を始めるわけです。私がいろいろ教えていただいていた東京の政策研究大学院というのがそのころにでき始めて、何のためにでき始めたかという、教育行政を専門に勉強する人たちをつくりたいということで、藤中さんとかも勉強しに行っていた場所です。そして同時に、兵庫教育大で同じプログラムをつくり始めたんです。要するに2カ所、文科省の作戦は東日本は政策研究大学、西日本は兵庫教育大でそれぞれ大学院システムをつくって、教育行政を専門的に日本でももう養成しなきゃいけないと、そういう勉強をする人たちを、そのうちにその大津の事件があって、教育長とか教育委員もやっぱり行政として養成しなきゃいけないだろうということでした。3.11、あのころに教育長をどうやって養成すればいいのかなというカリキュラムが研究され始めて、日渡さんのようなスタンスの方と、東京はちょっとまた違って、こちらもおもしろいので、私は両方とも行っているのですけれども、恐らく彼らの考えている方向のほうにどんどん教育行政は進んでいくのかなと今は思っています。ですから、今年度も年末に、その兵庫に行かせていただいたんですが、全国から調整型でない人たちが結構集まってくるんです。

そういう場所でいろんな議論をして、今皆さんがおっしゃられたような意見がたくさん出てきて、「じゃどうする」という、なかなかおもしろいですね。私も研修へ行かなきゃいけないと思っています。なかなか外から見る機会がないので、外へ行くとやっぱり松戸で何をやったらいいのかがだんだん見えてくる、そこら辺で、またお忙しい中ですがけれども、来年度もよろしくをお願いします。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

研修報告は以上とさせていただきます。

そのほか、何かありますか。よろしいですか。

それでは、以上、報告事項を終わりました。議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 平成29年4月定例会でございますが、平成29年4月13日木曜日午前10時から、こちら5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成29年4月定例教育委員会会議は、平成29年4月13日木曜日午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

教育長 以上をもちまして、平成29年3月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。

閉会 午後 4時25分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員